

「妥協」としての人権政策 ——台湾独立論を内包する「人権立国」——

加藤 徳 人

はじめに

性的マイノリティを象徴するレインボーフラッグと並ぶ「台湾独立」と書かれた旗——私は、台北市内のある書店でこの光景を目にした。なぜ二つの旗が並んでいるのか。これは台湾に特有の光景なのではないか。例えば、日本でレインボーフラッグの横に日の丸が並ぶ光景はよくある光景ではない。そこで覚えた違和感と疑問が、本稿における台湾の人権政策に関する考察への入り口である¹⁾。

台湾の同性婚運動に通暁する鈴木賢氏も、運動がナショナリズムと結びついている点を、台湾に特徴的なものとして指摘している²⁾。同性婚運動においては、「台湾」にまつわる意匠や言説が積極的に用いられている（虹色の台湾島を描いた旗や、台湾の民主主義を守ろうという呼びかけなど）。では、何が両者を結びつけるのか。鈴木氏はそれを、台湾を中国と差別化するための戦略と見る³⁾。中国にはない自由、民主主義、人権の価値を全面に押し出すことが、台湾の生き残りのための戦略になっているという指摘である。

1) 二つの旗が並ぶという光景は、決して私が訪れた書店だけで見られるものではない。例えば、2017年のロンドンでのプライドパレードについて報じた記事でも台湾から参加した人の手に、「台湾独立」の旗が掲げられていることが確認できる。記事冒頭の写真中央右の緑色の旗が「台湾独立」の旗である。安妮／本初子午線観察記（2017年7月10日）〈愛是我們共同的語言——英國同性戀除罪化半世紀，我在倫敦同志大遊行〉(<https://crossing.cw.com.tw/article/8270>)（2022年11月7日閲覧）。

2) 鈴木賢『台湾同性婚法の誕生——アジアLGBTQ+灯台への歷程』（日本評論社、2022年）、320頁。

3) 鈴木、前掲書、319-320頁。

同性婚運動に現れるこうした特徴的な戦略の源流は、2000年の陳水扁総統の就任に際して登場した「人権立国」という国家政策である。自身を取り巻く環境が大きく、厳しく変化した21世紀の台湾政治は、人権政策を国策として推進することに活路を求めた。長年の国際社会における孤立、台頭する中国の脅威に対抗するために、人権は台湾の外交上の武器になったと言われてきた。性的マイノリティの権利問題も、そうした対外関係上の問題を背景として注目されはじめたとする指摘もある⁴⁾。台湾の国家としての存在を維持するという目的において、人権政策はもともと台湾のナショナリズムと高い親和性をもっていた。

しかし二つの旗が並びあう意味は、より根源的なところにあるのではないか。独立派の論者である政治学者の呉叡人氏は、「台湾の主権独立は、台湾人が「人」として存在するための基本的条件」⁵⁾であるという。主権の無いところでは、人としての尊厳も無い。そうだとすれば、独立とマイノリティの人権という二つの問題はどちらも、人としての尊厳を取り戻すという点において一致するものである。その意味において、レインボーフラッグが台湾独立を主張する旗とともに並ぶことには、必然性があつたのではないだろうか。

人間の尊厳と主権のあり様を結びつける呉氏のような思考は、台湾の主権問題の「重さ」と「難しさ」から引き出されている。この主権問題とのつながりに、東アジアにおいて異彩を放つ台湾の人権政策の本質がある。台湾独立論から見たとき、人権立国政策は憲法制定への「妥協」という性質を帯びる。しかし独立論が、そのおかれた苦境の中で掘みだした台湾の人権政策は、そうであるがゆえに主権と人権の原理的なつながりを示すのである。

4) 福永玄弥「性的少数者の制度への包摂をめぐるポリティクス——台湾のジェンダー平等教育法を事例に」『日本台湾学会報』19号（2017年）、46頁。

5) 呉叡人〈人間の条件 論台湾獨立之必要〉林秀幸、呉叡人主編《主権獨立の人間條件》（經濟民主連合、2020年）、39頁。

1. 台湾における人権の戦略的意義とその射程

1.1 政治的戦略としての人権

2000年10月、当時の陳水扁総統は、中華民国総統としては初めて、性的マイノリティの当事者運動の関係者と会見した⁶⁾。陳水扁総統は同年5月の自身の就任演説で「人権立国」政策の推進を宣言していた。その一環として陳政権が制定を目指した「人権基本法案」の中には、同性の者同士の間婚と養子縁組の権利を保障する規定が置かれていた⁷⁾。2000年はオランダで初めて同性婚が承認される前年であり、世界的にも現在ほど同性婚への関心が高くはなかったころである。こうした出来事は、1990年代から勢いをつけていた台湾の性的マイノリティの社会運動の成果であったとされる⁸⁾。

そもそもなぜ陳水扁政権は人権政策を自らの看板政策として打ち出したのか。彼の人権立国政策について、佐藤和美氏による研究はその動機を外交に見出している。佐藤氏は、人権立国政策の由来を「人権外交」という議論と見る。人権外交の背景には、台湾を挟んで睨みあうアメリカと中国の存在があり、特にアメリカへの意識が存在した⁹⁾。従来の対中外交が前提としていた台湾の経済的優位が崩れつつあることを背景に、新しい外交方針として登場したのが人権外交であった¹⁰⁾。人権はアメリカの外交においても指針となる規範の一つであり、その規範を共有していると示すことが、台湾の国際社会での地位を保つためにも有効であるというのが、その要点である。さらに人権は米中の対立軸でもあり、人権政策の推進は中国と台湾の差別化にも寄与することが期待された¹¹⁾。

佐藤氏の研究は、人権立国政策に含まれる外交政策としての側面に光を当て

6) 略飛《台湾同運三十》(一葦文思、2021年)、108-109頁。

7) 總統府新聞(2003年11月8日)〈副總統呼籲立法院早日完成人權立國三大法案〉(<https://www.president.gov.tw/NEWS/7940>)。

8) 官曉薇〈臺灣民主化後同志人權保障之變遷〉《中研院法學期刊》2019特刊(2019年10月)、565頁。

9) 佐藤和美「民進党政権の「人権外交」——逆境の中でのソフトパワー外交の試み」『日本台湾学報』9号(2007年)、133-135頁。

10) 佐藤、前掲論文、133頁。

11) 佐藤、前掲論文、135頁。

るものであった。しかし他方で、台湾政治の研究においては「台湾の動向に外部の影響を過剰に読み込む見方」に慎重であるべきとの指摘もある¹²⁾。実際に陳政権の支持基盤として影響力をもっていた台湾独立派の一部は、米中対立という二極構造からの脱却を見据えたうえで国際社会へのアピールを構想していた¹³⁾。台湾にとってアメリカの存在は、確かに後ろ盾ではあるものの、同時にその手足を縛る枷でもあった。こうした事情を踏まえ、人権立国の分析に際しても、米中を念頭においた外交的戦略という理解に拘るのではなく、政策のもつ意義と射程を広げて考える必要があるのではないか。

例えば、人権政策が台湾の内政においてもつ意義はどうか。政治学者のジョセフ・ウォン氏は、人権の推進が台湾の政治に新たな局面をもたらすものであったことを指摘している。1990年代の台湾では、民主化と経済成長による豊かさを背景に、人々の間で人権問題や環境問題への関心が高まっていた。特に立法における社会運動の存在感は増しており、先進的な課題が泉のようにあふれ出るのが当時の台湾社会であったという¹⁴⁾。その一方で中台の武力衝突の危機により、台湾独立派の勢力は新しい支持者の開拓の必要に迫られた。武力衝突の危険が高まることで、人々は独立を敬遠したからである。ウォン氏は、従来の支持者の境界線に対して、人権政策はその境界線を横断し新たな支持層を生み出すものであったと指摘している¹⁵⁾。

佐藤、ウォン両氏の指摘からは、台湾における人権が政治上の戦略として浮上してきたことが理解される。そして、ウォン氏の指摘する1990年代の台湾の社会と政治の状況を踏まえれば、2000年の陳水扁政権が人権政策を推進するのには、国内的な動機が十分にあり、外交のみがその動機であったとは言えない。人権には、台湾内外で起こる問題に対処するという役割が期待されてい

12) 若林正丈『増補新装版 台湾の政治——中華民国台湾化の戦後史』（東京大学出版会、2020年）まえがき、4頁。

13) 陳隆志〈台湾因應新三不知道〉《新世紀智庫論壇》第3期1998年8月、119頁。また陳政権と台湾独立派の関係については、以下の研究を参照。Yun-han, Chu, “Strengthening Constitutionalism.” *Taiwan’s Democracy Challenged: The Chen Shui-bian Years*, ed. Chu, Larry Diamond and Kharis Templeman (Colorado: Lynne Rienner, 2016).

14) Joseph Wong, “Deepening Democracy in Taiwan.” *Pacific Affairs* 76, no. 2 (2003): 250.

15) Wong, “Deepening Democracy in Taiwan”: 252.

たとえられる。

1.2 李登輝の「二国論」と陳水扁の「台湾新憲法」の挫折

人権立国政策については、当時の陳水扁政権が、その目的と具体的な政策について報告書をまとめている。それが、2002年に行政院（内閣）の研究發展評価委員会（研究發展考核委員會）が公表した『人権立国と人権保障の基礎の建設（人権立国與人権保障の基礎建設）』である。この報告書の冒頭では、陳水扁総統が打ち出した人権立国の政策目的にあたる四つの考えが示されている¹⁶⁾。

第一に、人権保障の実現は権威主義体制から民主主義体制への転換を図る台湾において必須である。第二に、1971年の国連脱退により中華民国が切り離されてしまった国際人権法の体系を取り入れ、国際人権法の規範によって台湾の立憲民主的な秩序の内容を充実させる。第三に、具体的な人権政策の議論と実行を通して、民主化の目的や基本的な価値に対する国民の関心を集め、今後も続く民主化の過程を根底から強化する。そして最後に、人権政策の理念とその実践を通じて30年来の外交上の孤立の解消に向け、国際社会にアピールをする。

これを見ると、外交的な孤立の解消は目的のうちの一つにすぎないことがわかる。他の三つは、台湾の民主主義に関わっている。なぜ民主主義の問題が人権政策の目的の中で多く言及されているのか。この点を理解するには、1990年代の憲法と主権をめぐる議論が残した課題が手掛かりになる。そこからは、人権立国の政策目的の言及する台湾の民主主義の問題に、台湾の主権問題が関わっていることが見えてくる。

台湾では1990年代に、六度にわたって中華民国憲法の改正がおこなわれた。改正の内容は、主として統治機構の改革であった。その眼目は、中国大陸を国家の領域とする想定に基づき1947年に中国で作られた中華民国憲法の枠組みを、台湾をその国家の領域とする現状に適合させるための調整であった¹⁷⁾。当

16) 行政院研究發展考核委員會《人権立国與人権保障の基礎建設——2002年國家人権政策白皮書》(2002年)、5頁。

17) これまでに行われた中華民国憲法の改正の詳細については、蘇子喬《中華民国憲法

時の議論では、国民党独裁へ抵抗してきた民主化運動の活動家らによって結成され台湾独立を掲げていた民進党が新憲法制定（「制憲」）を主張した。それに対して、与党・国民党の中には中華民国体制を維持したい勢力があった。当時の李登輝総統は両者の間をとって、憲法の修正（「修憲」）を選択した。憲法の修正は、憲法本文を変更せず別個に追加修正の条文を加えるという形式（「増修条文」）で行われた。そして追加修正の諸条文の冒頭には、中国との統一の後には追加修正条文の効力は失われる旨が記された。

1990年代の一連の憲法改正によって、台湾の人々は中華民国の事実上の主権者となった。しかし依然として自らを正統な中国国家であるとする「一つの中国」原則が貫かれたために、その主権者としての地位は不完全なものであった¹⁸⁾。例えば、現在の追加修正条文の11条では、台湾は「(中華民国)自由地区」と呼ばれる。各種選挙の有権者などは中華民国の実効支配地域である「自由地区」の人々に限られるが、それは、本来であれば中華民国に属する「大陸地区」、つまり中国大陸が不当に占拠されていることによる暫定的な措置であるというのが、憲法改正で盛り込まれた論理であった。

中華民国は実質的には台湾の国家となったにもかかわらず、「一つの中国」原則を維持するために、こうした苦しい論理が採られた。この問題の解消のために、中国と台湾（あるいは中華民国）は別の国家であるという主張を憲法で規定することが模索されることになる。李登輝総統は1999年に、台湾と中国の関係は「特別な国家と国家の関係（特殊國與國關係）」であるとする新たな考えを明らかにした。彼はこの「二国論」とも呼ばれる考えを憲法に盛り込もうと計画したが、「一つの中国」原則の変更に対する中国とアメリカの強い反対により断念した¹⁹⁾。

李登輝の「二国論」は正式に日の目を見ることはなかったが、李登輝の後任

——憲政體制的原理與實際』（三民書局、2013年）、85-98頁、日本語では若林、前掲書、183頁以下に詳しい。

18) 若林正文「李登輝が残したコンテクスト——ポスト民主化期の「憲政改革」」若林編『ポスト民主化期の台湾政治——陳水扁政權の8年』（アジア経済研究所、2010年）、6頁・21頁。

19) 若林、前掲論文、21頁。

である陳水扁も、中華民国を中国とは異なる国家にするという問題を引き継いでいたとされる²⁰⁾。例えば、陳水扁政権は、国営企業や施設が冠する「中華」という部分を「台湾」へと改める政策（「正名運動」）を進めたり、台湾新憲法の制定を推進した。しかし特に後者の新憲法制定は米中の強い反発を招いた。さらに台湾の人々からも広く支持を集めることができず、達成されなかった。

1990年代の憲法改正では、台湾の主権国家としての地位も、人々の主権者としての地位もあいまいで不完全なままにされた。どれほどの選挙や改革を経たとしても、この原理的な問題を抱えたまま、台湾の主権が確立されたとは言えない。だからこそ、李登輝と陳水扁は台湾の主権を確立するために、憲法改正や新憲法の制定という形で、中華民国憲法の前提とする「一つの中国」原則へと手をつけようとした。しかし正攻法ともいえる憲法の改正や制定は封じられてしまう。

そのような状況において、どのように「一つの中国」原則を超えることができるのか。そこで浮上するのが、人権のもう一つの戦略的意義である。人権立国政策においては、人権と民主主義が深く結びつけられている。2002年報告書は、人権は民主主義の外側にあるものではなく、民主主義の構成要素であるとし、その一体性を強調する²¹⁾。そして民主主義の確立のため、主要な人権課題として真っ先に自決権の確保を掲げているのである²²⁾。ここには、「一つの中国」原則を超え、台湾の主権を確立しようとした先述の李登輝や陳水扁の取り組みとの連関が見られる。

人権政策のもつ台湾の主権問題における意義は、長年自決権の行使を訴えてきた台湾独立派の議論から人権立国政策の内容を考察することで明らかになる。その前途に多くの障害を抱えてきた台湾独立論にとって、人権はその逆境へと立ち向かうために用いることのできる数少ない武器だったのである。

20) 若林、前掲書、230頁。

21) 行政院研究發展考核委員會、前掲書、7頁。

22) 行政院研究發展考核委員會、前掲書、57頁。

2. 独立論における自決権と「新台湾人」

2.1 陳隆志「台湾地位未定論」と自決権

人権立国の思想に大きな影響を与えていたのは、台湾独立派の自決権についての議論であったと考えられる。2002年の人権立国政策についての政府報告書の中で示されている主張と論理は、陳水扁が総統に就任する以前から、独立派の論者によって展開されてきた。ここでは台湾独立派を代表する理論家の一人である、国際法学者の陳隆志氏の議論を取り上げる。

陳隆志氏は、台湾民主化以前はアメリカを拠点とし、海外の台湾独立派の中心的存在であった。その後、台湾の民主化後にアメリカから台湾へと戻り、1997年に自身の名を冠した「陳隆志新世紀文教基金会」というシンクタンクを設立して、現在まで独立派の議論をけん引してきた。彼は1967年にアメリカで出版した、*Formosa, China, and the United Nations* という共著の中で、「台湾地位未定論」とよばれる、台湾の国際法上の地位についての自身の見解を示した。

それによれば、1952年のサンフランシスコ平和条約以降も、台湾がいずれの国に属するのかなど、台湾の地位については何も定まっていない状態にある²³⁾。彼の理論では、1945年に台湾を接收した中華民国も、台湾の主権を有しているとは言えない。1945年時点では台湾は日本領だったのであり、中華民国はあくまで連合軍に代わって台湾を占領していたにすぎない²⁴⁾。1952年のサンフランシスコ平和条約の締結によって日本は台湾を放棄した。しかしサンフランシスコ平和条約は、台湾をいずれの国に引き渡すのかは明記しなかった。それゆえに台湾は中華民国にも中華人民共和国にも帰属せず、台湾の主権は台湾に住まう人々に属することになるというのが、陳隆志氏の主張である²⁵⁾。

この「台湾地位未定論」とそこから引き出される台湾人の自決権の主張は、

23) Chen Lung-chun, Harold D. Lasswell, *Formosa, China, and the United Nations* (St. Martin's Press, New York, 1967): 91.

24) Chen, *Formosa*, 93.

25) Chen, *Formosa*, 93. 陳隆志〈台湾の主権屬於台灣人民〉《新世紀智庫論壇》第8期（1999年12月）、117頁。

海外の台湾独立派の中心的な教義となっていく²⁶⁾。彼が突破しようとしたのは、「一つの中国」という中華民国憲法の前提でもあるイデオロギーであった。いずれも自らを正統な「中国 (China)」であると主張する中華民国と中華人民共和国は、台湾に住む人々の意思を無視している。陳隆志氏は中華民国政府を「亡命政府 (exile government)」として位置づけ、台湾の正統な政府ではないとする立場に立つ²⁷⁾。中華民国の憲法も議会も、台湾で正統に選ばれたものではない²⁸⁾。台湾の人々の自決の権利を認めないという点では、中華民国も中華人民共和国も同様である。自決権の強調は、中華人民共和国だけでなく、台湾の人々の主権者としての地位を矮小化する中華民国への抵抗をも意味した。

台湾を実効支配している中華民国も、実際には台湾の正統な政府ではないという彼の台湾主権論において重要な存在が、国際連合である。例えば、1943年のカイロ宣言は、台湾と澎湖諸島を日本から中華民国へ返還すべきこととしている。その後の1945年のポツダム宣言もカイロ宣言の履行を定めている。しかし彼はこの両宣言はあくまで戦時の大国間の約束にすぎないのであり、その後に関国間で正式に結ばれたサンフランシスコ平和条約や、自決権を保障する国連憲章に優位するはずはないとする²⁹⁾。陳氏は台湾の人々も、「彼らの属する共同体 (their community) と、どのように政治的権利を行使するのかについてのあり方 (pattern of political life) を選択する基本的自由」を享受すべきであると主張する³⁰⁾。宙に浮いたままになっている台湾問題の解決は、国連憲章1条2項が掲げる自決権の規定に基づく国連のシステムと台湾の人々の意思に託されるべきだという³¹⁾。

国連が陳隆志氏の「台湾地位未定論」で重要な礎石になっているのは、国連

26) 台湾の自決権への主張は、陳隆志氏が台湾に帰国したのちに創刊した雑誌上の議論でも共有されるものとなる。例えば、陳氏のシンクタンクと他の団体との共同で出された「台湾の主権に関する重要な声明」と題する文書の中でも、これらの主張が展開されている。〈台湾主権の重要聲明〉《新世紀智庫論壇》第15期（2001年）、4-5頁。

27) Chen, *Formosa*, 93.

28) Chen, *Formosa*, 134-135.

29) Chen, *Formosa*, 93.

30) Chen, *Formosa*, 98.

31) Chen, *Formosa*, 95.

憲章が単に自決権の尊重を定めるからだけではない。中華民国体制を超え、「一つの中国」というイデオロギーを超えるには、台湾の主権問題を大国間の思惑から引きはがす必要があるからである。中華民国体制はアメリカからの支援なくして継続はできないのであり、アメリカもまた「一つの中国」原則の維持に加担してきたという認識が独立派にはある³²⁾。台湾の主権問題はその解決のために、問題を大国間の政治的思惑から世界に開いていく必要があったと考えられる。こうした認識は、人権立国政策全体や、その中の国連の国際人権両規約の批准・国内法化の思想的背景の一つとして理解することができる。

2.2 独立論に立ちはだかる社会の分断

陳隆志氏は、台湾の国際法上の地位は未定であるとして、台湾に住む人々にこそ主権があると主張した。しかし彼の理論に代表される台湾独立派のこのような主張は、一つの大きな問題を抱え込んでいた。それは、台湾に住む人々が、歴史的、政治的な要素によって深く分断されてきたということである。

台湾社会を理解するのに欠かせない概念が、「族群」である。族群とは、もともと民族的集団を指す言葉である³³⁾。台湾の人々は、その共有する歴史や文化などに基づいて大きく四つの集団に分かれるといわれてきた。それが先住民（「原住民」、漢族移民以前から台湾に住む人々）、^{フーロウ}福佬人（中国福建省地域からの漢族移民）、^{ハツカ}客家人（同広東省北部地域からの漢族移民）、外省人（国民党の台湾遷移と共に台湾へ移民した中国大陸出身者）である。若林正丈氏は、台湾社会の特徴を「多重族群社会」と表現する³⁴⁾。「多族群」ではなく「多重族群」とされているところに、台湾における人々の分断の複雑さが反映されている。なぜならばこの四つの集団の間には、その文化や歴史的経験によって様々な対

32) 例えばこうした認識については、以下を参照。〈台湾前途與「一個中國」座談會〉《新世紀智庫論壇》第4期（1998年11月）、118-123頁。

33) ただし「族群」は現在までに台湾で人口に膾炙しており、その意味は一定の共通項に基づき括られる「集団」を指す言葉となっている。例えば、新型コロナウイルスに感染すると重症化の危険性のある人々は「高風險族群（高リスク集団）」と呼ばれている。これまでの台湾研究では日本語への翻訳の困難さから、そのまま「族群」と表記するものも多い。しかし本稿では問題を明確にするため、「民族的集団」と訳す。

34) 若林正丈、前掲書、28-29頁。

立軸が存在してきたからである。

歴史を振り返ると、16世紀以降に活発化する漢族の台湾への移民は、すでにその地で暮らす先住民との間で土地や資源をめぐり抗争を繰り返し、漢族との同化を拒む先住民は山地へと追いやられた。さらにその漢族移民の中でも多数を占めるフーロー（福佬）人と、マイノリティであるハッカ（客家）人の間にも争いがあった。日清戦争以後に始まる日本による植民地統治の中で、漢族移民の間には自らを「台湾人」として認識する意識が芽生え始めるが、そこからは先住民の人々は排除されていた。第二次世界大戦後の国民党支配の中では、国民党の台湾接收以前から台湾に住むフーロー（福佬）人、ハッカ（客家）人、先住民を括る本省人（もともとの台湾省の住人）と、外省人（台湾省の外からやってきた人々）の対立がそこに加わる。両者の対立は、本省人の大規模な肅清・弾圧へと至る1947年の「2・28事件³⁵⁾」という悲劇的な歴史により、深く台湾社会に刻み込まれた。台湾社会は、各民族集団間の絶え間ない対立の歴史が折り重なって出来上がったものであった。

そもそも自決権は、それが「民族自決権」として登場した歴史からして、一つの国家の中にある民族が一つであることを前提とした理論であった。しかし台湾においてはその「一つの民族」という意識も、あるいは人々を束ねるための共同体意識も薄く、それぞれが深く対立していた。こうした社会における分断は、自決権理論に難しい問いを投げる。陳隆志氏も1967年の著書のなかで、本省人と外省人の間にある分断、さらには独裁の中で本省人の間にも分断が作り出されていることを意識していた。彼は、外省人の中でも下層に置かれた人々は国民党支配の被害者であるとし、同じく独裁に苦しむ本省人との連帯の可能性を探っていた³⁶⁾。このような台湾社会の分断は、台湾の自決権の行使をめぐる理論にとっても乗り越えなければならないものと認識されていたのである。

35) 1947年2月27日に闇タバコの商人だった女性が国民党の官吏に殺害されたことに端を発し、外省人の専横に耐えかねた本省人の暴動が台湾全島規模へ発展した事件。国民党政府は軍隊を派遣し暴動を鎮圧するだけでなく、多くの本省人が連れ去られ、処刑された。この事件は台湾における「移行期正義」の問題の象徴とされている。

36) Chen, *Formosa*, 168.

国民党独裁の終結以降、民族的集団の対立とその融和のための社会統合は大きな政治的課題となった。本省人と外省人の対立は、それぞれの支持勢力の対立として政治の場に顕現した。この対立の解消、あるいは緩和は台湾政治の焦点となり、そこから「新台湾人」をめぐる主張や議論が登場する。例えば1990年代後半、李登輝総統は移住時期の前後にかかわらず、台湾に住む者が台湾人であり、外省人も「新台湾人」であるといった選挙上の宣伝戦略を展開した。彼の「新台湾人」戦略は、民族的集団の分断をやわらげ、国民党所属の外省人政治家に対する本省人の支持拡大に貢献したとされる³⁷⁾。しかしこうした新しい意識を必要としていたのは、選挙に勝利したい政治家たちだけではなく、台湾人の自決権行使を訴えてきた独立派も、「新台湾人」意識を必要としていた。

陳隆志氏も、1990年代後半には「島国台湾」という言葉を用いて、台湾の独自の性格と文化の定義を試みた。島国である台湾の本質は移民国家であり、台湾に自身を同一化する意識（認同台灣）をもっていれば、先住民や16世紀以降の漢族移民、第二次大戦後にやってきた外省人も含めて「台湾人」なのだとした³⁸⁾。彼は1967年の著書では先住民の存在を十分に意識していなかったのであるが、その見方は大きな見直しを迫られた。それは、民主化前後から台頭した先住民の権利運動が、それまでの漢族中心的な独立論に対する強烈的な批判となっていたからであった。

台湾という土地へ帰属する意識は、それぞれの民族的集団に基づく意識を包み込む形で作ることがイメージされている。つまり、それぞれの出自に基づく意識の否定はせず、台湾の人々をまとめ上げようということである³⁹⁾。さらに言えば、今ある国家体制を突き破って台湾の独立を主張する彼らのいう「新台湾人」の意識は、台湾という新しい政治共同体における市民としての意識を意

37) 若林、前掲書、284頁。

38) 陳隆志 〈《展望二十一世紀台灣新未來》演講〉《新世紀智庫論壇》第3期（1998年8月）、98頁。

39) 郭正亮 〈新台灣人：從「族群民族主義」到「公民民族主義」〉《新世紀智庫論壇》第5期（1999年3月）、42頁。

味していた⁴⁰⁾。そうした意識があればこそ、それまでの社会の対立を緩和し、台湾人を自決権の主体として想定できる。

しかし、彼らの議論の焦点であった「新台湾人」意識は、具体的な内容を伴わないものであると批判されてもいる⁴¹⁾。歴史学者の黄俊傑氏は、「新台湾人」意識とは空白の主体であり、様々な政治的立場や社会階級の人々が異なる内容を読み取ることができるものであるとしている⁴²⁾。一方で李登輝による外省人政治家のための選挙戦略としても使われ、他方で独立派の文化論にもなっていたことは、その表れであった。では独立論における「新台湾人」意識はどのように具体化されていくのか。この課題への応答を、人権立国政策は担っていたと考えられる。

3. 人権立国の目的地——憲法と主権

3.1 主権問題と人権政策

2002年報告書のいう人権立国の政策目的は、台湾の民主主義の課題に焦点を当てていた。報告書は1990年代に進んだ台湾の民主主義体制への移行の過程を「静かな革命（靜寧革命）」と表現している⁴³⁾。台湾と同時期に権威主義体制から民主主義への移行を経験した国々では、新たな憲法の制定や大幅な憲法改正がおこなわれた。それに対して台湾のそれは「局所的」かつ「漸進的」なものであったがゆえに課題を残すことになったというのが、報告書の示す認識である⁴⁴⁾。他の国と比較したときに台湾の課題として残されたのは、この新憲法の制定あるいは大幅な憲法改正だったということになる。

報告書において主張されるのは、人権保障の観点からの中華民国憲法の改正の必要性である。現行の中華民国憲法は国際人権法の規範に照らすと、多くの

40) 郭正亮、前掲論文、42頁。

41) 黄俊傑（白井進訳）『台湾意識と台湾文化——台湾におけるアイデンティティの歴史の変遷』（東方書店、2008年）、32頁。

42) 黄（白井訳）、前掲書、30頁。

43) 行政院研究發展考核委員会、前掲書、16頁・19頁。

44) 行政院研究發展考核委員会、前掲書、19頁。

問題を抱えている⁴⁵⁾。例えば、憲法の権利規定は国際人権法よりも列挙される権利が少ないうえに、規定もあいまいで保障も十分ではない。さらに司法制度における人権侵害に対する救済も不十分であるとしている。そして報告書はこうした現行憲法への批判に続けて、こうした問題の解決には、本来は憲法改正が適当とする⁴⁶⁾。しかし、台湾は憲法改正のための人々の共通理解と政治的条件が整っていない。そこで憲法改正に先立ち、当面は国際人権法に照らした法律や行政命令などの見直しを図っていき、さらには政府人員に対する憲法、人権教育の拡充、国内人権委員会などによる人権侵害への監督と救済のための制度基盤の整備を進めなければならないという主張を展開している⁴⁷⁾。

このように報告書は直接には、憲法上の権利の拡充や保障のための制度の整備を、憲法改正を通して実現すべき課題として挙げている。しかし他国の憲法制定や大規模な憲法改正を引き合いに、台湾の民主化を「局所的」「漸進的」とする自己批判までおこなった報告書が本当に見据えていた課題は、国際人権法と憲法との差という問題に留まるものではないと考えられる。先述したように、民主化後の台湾が抱えることになった原理的な課題は、「一つの中国」原則をどのように突破し、台湾の主権を憲法上に位置付けるかという問題であったからである。

主権問題と人権政策が表裏一体であることを象徴しているのは、陳水扁の最初の就任演説である⁴⁸⁾。彼のこの演説の中で最もよく知られている箇所は、「四つのノーと、一つの無い（四不一沒有）」⁴⁹⁾である。陳水扁総統は、中国が武力で台湾を脅かさない限り、国号の変更、台湾と中国を別の国家と主張する二国

45) 行政院研究發展考核委員會、前掲書、18頁。

46) 行政院研究發展考核委員會、前掲書、19頁。

47) 行政院研究發展考核委員會、前掲書、19頁。

48) 陳水扁総統の就任演説は総統府公報のものを参照した。總統府公報第6578號（民國93年5月26日）〈中華民國第十一任總統宣誓就職典禮致詞〉、3-9頁。

49) 「四つのノー」とは、1)台湾の独立を宣言しない、2)国号を中華民國から台湾に変更しない、3)特別な国家間関係の考えを憲法に盛り込まない、4)統一または独立に関する国民投票を推進しない、以上四つのことを内容とする。「一つの無い」は、陳政権が国家統一評議会（後に2006年に廃止）や国家統一ガイドラインを廃止しないことを指す。

論の憲法への挿入、独立を問う国民投票などは自分の任期中には行わないことを約束した。

陳水扁は同じ演説の中で人権立国政策の推進を宣言するのであるが、「四つのノーと、一つの無い」と人権立国はコインの表裏の関係にあった。2002年報告書においては、人権立国が目指すべき本来のゴールは、1990年代の「静かな革命」が残した課題である新憲法制定、あるいはそれに類する大規模な憲法改正の達成だった。ここまでに見てきた台湾の主権と憲法をめぐる議論を踏まえれば、新憲法の制定は、「一つの中国」原則を超えて主権国家としての台湾の独立を意味し、大規模な改憲も憲法制定に匹敵するほどの国制の刷新を意味するものであると考えられる。

陳水扁は就任に際して独立に向けた動きを控えると約束した。しかし他方で、その後にかけて目玉の政策として掲げた人権政策の主要課題は自決権の確保にあった。例えば、2002年末、立法院では国際人権両規約の批准に向けた議論がおこなわれていた。国民党を中心とする野党は規約の第1条にある民族自決権の規定が「台湾独立」のための口実に使われるのではないかと反発していた。条約批准のため、当時の与党民進党は、自決権は植民地や信託統治を受ける地域などが享有する権利であり、すでに主権独立国家である中華民国は自決権を行使する必要がないとする声明をおこなうことで一度は国民党との間で調整をおこなった。しかしこれに対して猛反発したのが、総統府であった。総統府側は、国際人権規約の1条は人権保障の基本原則であるとして、条約について再審議することを求めた。当時、総統府の国策顧問に名を連ねていた陳隆志氏もこの与野党の調整について批判を行っており、総統府の反発には独立派の意向が影響していたことは間違いない⁵⁰⁾。

人権と民主主義の一体性を強調する2002年報告書において、人権の個別具体的な課題の最初に掲げられているのが、自決権である。安定した民主主義と憲法秩序を構築するために、政治への人々の参加制度を拡充することが非常に重要であり、そのために、選挙制度改革とともに直接民主制の確立が必要であ

50) 陳隆志、〈国際人権公約與人民自決〉《新世紀智庫論壇》第21期（2003年3月）、125頁。

るとされている⁵¹⁾。

その直接民主制の具体的な形として想定されていたのが、国民投票であった。国家の重要な政策を国民が直接参加して決定するという仕組みは、台湾の人々の対内的な自決権（国民主権）の具現化に他ならない⁵²⁾。そしてこの国民投票の制度について定める法律は、将来的に憲法制定や憲法改正を行う際の根拠法にもなるとしている⁵³⁾。陳政権の人権政策全体を担当していた呂秀蓮副総統は、「国民投票は基本的人権であり、しかも国民主権の表現である⁵⁴⁾」と述べるなど、各所での演説で自決権が人権であるということを強調してきた。

陳水扁総統は演説で、一方では台湾独立の動きは慎むとしながら、他方で自決権の確保を重要課題とする人権政策の推進を掲げていた。この相反するかに見える二つの政策を一貫したものとするには、人権立国の根底には台湾独立論が流れており、人権政策が封じられた憲法制定の代替手段としての側面をもっていたと理解するほかない。

実際に独立派の論者たちも、台湾独立を阻む厳しい制約のもとで、実質的な独立に向けて取りうる戦略として、国際人権規約に注目していた。現在は蔡英文総統に指名され、憲法裁判所裁判官にあたる司法院大法官の任にある法学者の黄昭元氏は、ほぼ望みのない国連への再加盟の代わりに、国際人権規約の批准を提案していた⁵⁵⁾。台湾が独立した国家であると宣言するために国連への加盟を求めれば、中国からの猛反発は避けられない。しかし国際人権規約の批准

51) 行政院研究發展考核委員會、前掲書、57頁。

52) 行政院研究發展考核委員會、前掲書、58頁。

53) 行政院研究發展考核委員會、前掲書、58頁。ここで言及されている国家政策について国民の意見を反映させるために行う国民投票について、2004年に国民投票法（「公民投票法」）が制定され、実現している。しかしこの法律における国民投票は、あくまでも現行の中華民国憲法の枠内のものであるため、新憲法制定や独立の是非は問うことができないと指摘されている。この点に関しては、以下を参照。法治斌・董保城《憲法新論》（元照、2020年）、33頁。

54) 總統府新聞（2003/11/29）〈副總統參第八屆中華民國傑出領導人金峰獎典禮並發表演說〉（<https://www.president.gov.tw/NEWS/8038>）、同趣旨の発言として以下も参照。總統府新聞（2003/10/24）〈副總統參加國際扶輪社三五一〇地區高雄市各社聯合例會並發表演說〉（<https://www.president.gov.tw/NEWS/7881>）。

55) 黄昭元〈台灣與國際人權條約〉《新世紀智庫論壇》第4期（1998年11月）、46-47頁。

は、中国からの反発を避けつつ、間接的に台湾が独立した国家であることを宣言する法的効果を持ちうる⁵⁶⁾。国際人権規約の批准の主張は、独立派の議論においても「妥協」として認識されていた。しかし人権政策に主権問題という大きな課題が託されたことは、台湾の人権立国の最大の特徴であり、この点は、アジアでは特異ともいえる台湾の人権政策の強度を考える上でも重要な点である。

3.2 人権政策におけるマイノリティの役割

報告書は自決権のほかにも、取り組むべき人権課題を列挙している。司法における人権の保護⁵⁷⁾、死刑制度の適用の縮減⁵⁸⁾、社会福祉⁵⁹⁾、労働における人権⁶⁰⁾、ジェンダー、セクシュアリティにおける平等⁶¹⁾、そして先住民の集団としての人権の確保⁶²⁾である。台湾の文化における多文化性の強調は、先住民の存在が非常に大きかったと言われている⁶³⁾。人権立国の課題では、それと並びジェンダーやセクシュアリティの問題として性的指向（性傾向）や性自認（性別認同）に対する憲法上の権利の保障や、労働に関しては外国籍労働者の保護が掲げられている。人権立国では、従来から強い存在感をもっていた先住民に加え、新たなマイノリティを取り上げ、それらを包摂していくことを目指していたのである。

法学者の顔厥安氏は、2005年のとある政府行事において、人権立国の意義について講演した。その中で顔氏は、人権立国の目的を、台湾を「密度の高い人権保障を行う立憲的実体（高密度人権保障之憲政實體）」として打ち立てることであると語った⁶⁴⁾。そして人権立国をそのような体制を作るものとして理

56) 黄昭元、前掲論文、47頁。

57) 行政院研究發展考核委員會、前掲書、58頁。

58) 行政院研究發展考核委員會、前掲書、59頁。

59) 行政院研究發展考核委員會、前掲書、60頁。

60) 行政院研究發展考核委員會、前掲書、60-61頁。

61) 行政院研究發展考核委員會、前掲書、61頁。

62) 行政院研究發展考核委員會、前掲書、61-62頁。

63) 若林、前掲書、341頁。

64) 行政院公報第6653号（民国94年10月5日）〈中華民國九十四年中樞紀念大成至聖

解すればこそ、民族的意識の壁を越え、台湾の人々に新しい市民意識の基礎を形成することができるという。そのためには人権に関わる実践が人々を引き付けるものでなければならず、その実践こそが喜びや名誉の感覚とその共同体へ同一化する意識を生み出すという。顔氏はその感覚を人々に抱かせることができる人権課題として、「アジア初」となる三つの課題を挙げる。それが死刑の完全廃止、同性婚、外国籍の住民に対する参政権である。これら「アジア初」の政策を実現すれば、台湾は世界中の市民の注目を集め、その名誉の感覚が台湾の人々に台湾という共同体へ同一化する意識を抱かせるという。

冒頭でも検討した佐藤和美氏の研究では、人権立国政策は、人権保障の充実によってアメリカなど国際社会に対して台湾を同じ価値を共有する存在であると示すことを狙ったものであると指摘されていた。顔氏の指摘は、そのアピールによって得られた称賛が、新しい市民意識の創出に寄与するという形で、台湾の内部に還流するものであることを意味する。これは独立派が模索していた台湾の自決権の主体となる「新台湾人」意識の形成に対して、個別の人権課題への取り組みが担う役割であると考えられる。

そして、性的マイノリティや外国籍住民の人権課題については、人権立国政策の独自性を示すものであったことを指摘しておきたい。これらの課題は、従来の独立派の議論では注目されてこなかった。例えば、陳隆志氏の創刊した『新世紀智库論壇』では性的マイノリティを主題とする論考はほとんど見当たらない。「新台湾人」意識について議論される際に、その定義の核となったのは、「多様性」であった。『新世紀智库論壇』内の議論の中では、多様性についての議論は先住民文化の尊重など従来の民族的集団の問題に集中してきた⁶⁵⁾。彼らの議論は多様性という言葉を使いながら、それを従来の民族的集団の問題以外に広げる視野をもっていなかったように見える。本稿冒頭で紹介したジョセフ・ウォン氏が指摘したように、2000年前後の台湾社会は社会運動の隆盛により、多くの人権課題について人々が声を上げていた。台湾には1990年代

先師孔子誕辰暨宣誓典禮)。

65) 郭正亮、前掲論文、42頁。施正鋒〈台湾的族群關係與國家定位〉《新世紀智库論壇》第5期、49頁。

以降、結婚による移民や、介護や家事労働の担い手として中国大陸や東南アジア諸国の人々が台湾にやってきた。こうした人々は「新移民」や「新住民」と呼ばれ、台湾社会の新しいグループとして認識されるようになった。性的マイノリティも1990年代後半から新しい社会運動の一つとして登場する。それは台湾社会の新たな理念となった多様性を民族問題以外にも開いていく必要性を突き付けるものであった。人権立国がこれらの新しい課題を取り入れたことは、そうした新たに認識されたマイノリティ問題への応答だったと言える。

台湾独立論からみた人権立国政策は、当面実現が困難な新憲法定定の「妥協」として意味合いをもっており、独立派の論者にとっても十全の策ではなかった。しかし他方でマイノリティの人権問題にとっては、その「妥協」としての性格は積極的な意味をもちえた。顔氏の主張にあるように、人権立国政策が新しい人権課題に取り組むことは、単にその課題の解決だけを目的とするのではない。それによって台湾社会に新しい市民意識を生み出すというもう一つの目的があった。独立論を背景とするそうした目的の存在が、新しい人権課題への取り組みを促したと考えられる。

おわりに

独立という目標のために、民主主義に埋め込まれた、社会を統合するものとして人権を位置付けるというのが、独立派と人権立国に共通する議論の要点の一つであった。主権問題を抱え込んだ人権立国は、どこまでも台湾の人々の意思にその基盤を求めなければならない。この論理は、マイノリティの権利と民主主義の関係を考える上で重要になってくる。

マイノリティの人権保障は、民主主義にはなじまないという主張は、同性婚に関連してもしばしば主張されてきた。台湾の場合でも、同性婚の法制化における対立を、民主主義と立憲主義の対立の図式としてとらえる見方は少なくない⁶⁶⁾。しかし台湾の同性婚未承認違憲の憲法解釈で議論の下地として意識され

66) 例えば、2017年の同性婚未承認違憲の大法官解釈（748号解釈）については許育典、〈釋字748號解釋後同性婚の修法方向：民主與法治的憲法價值衡量〉《台灣法學雜誌》第328期（2017年8月）75-77頁。2018年の同性婚の立法形式をめぐる国民投票につ

ていたアメリカでは、2022年6月には連邦最高裁で中絶の自由が憲法の保障を受けることが否定された。中絶の権利のみならず、性的マイノリティの権利に対する制限に動く州もある。アメリカでもこれらの権利の保障に司法の果たした役割は大きかったのであるが、このような現状では、私たちは司法を頼みの綱とし立憲主義へ期待する議論の危うさに直面しているように見える。

国家による独善としてではない形で人権政策を実施していくには、これまでもそうであったように、人々の声と力、すなわち民主主義が必要なはずである。台湾における人権のあり方を追究していくことは、民主主義をマイノリティの人権への桎梏とみなす見方から抜け出すための思考を追究することと切り離せない。

いては、鈴木賢、前掲書、227-228頁において民主主義と立憲主義の対立が指摘されている。